

第 1 4 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 4 年 7 月 2 9 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年7月29日(金) 午後1時30分 から 1時50分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

3番 高橋光也

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第4 | 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第5 | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について |
| 第6 | 議案第4号 土地現況証明願について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
農地係長	小	池	秀樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第14回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございます。

連日暑くなってきました堪えるようになってきているわけでございます。

会長

コロナも第7波の感染が拡大しつつあるなかで、今後もなにかと不自由な点があるかと思っております。

コロナに関しましては早い終息を願っているわけでございますけれども、なかなか終息には至ってこないのかなと思っている次第でございます。そういったなかでコロナに向き合っていてやっていくしかないというのが今の状態でございます。

会長

また、農作業に関しましては、畜産の方は1番牧草がほぼ終わりつつあるのかなと思っております。2番牧草も手がけているところもあるようでございます。

会長

畑作の方では、麦関係が収穫を迎えていたなかで、いろんな報告を聞きますと、5月6月の干ばつの影響で麦の実が細いといったことも報告されているわけでございます。

会長

その他に、馬鈴薯に関してはやはり昨年同様に小粒傾向にあります。

収量的にも昨年より若干落ちるのかなといった状態でございます。それに輪を掛けまして価格の低迷。

早く出したところでも、腐れイモが出ているということでクレームが来ており、イモに関しては注意が必要なのかなと思っております。

会長

水稻に関しましては、檜山は順調かなと思っております。

また空知・十勝方面に関しては、常設審議委員会で札幌に行った折に情報を聞きますと、十勝や空知の方は曇天が続いて日照不足だそうです。

そういったなかで、十勝の方は畑作物でも現在若干の遅れが出ているようです。

水稻に関しても日照不足で若干心配な面があるわけでございます。

会長

檜山はどうですかと言われたときに、檜山は順調に日照もあるし、適度な雨も降っていたと。またここに来て干ばつ傾向ではありますが、来月の1日辺りから雨の予報もありますので、干ばつも若干抑えられるのかなと思っております。

会長	また台風もシーズンに入りまして発生しております。 今回の台風は、おそらく 8 月頭に若干雨の影響がでるのかなと思ってございます。
会長	大変暑い毎日でございます。 体調の方を十分注意しながらやっていってもらいたいと思います。
会長	本日の案件は、議案第 1 号から 4 号までございます。慎重審議の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではありますがも挨拶に代えさせていただきますと思います。
事務局長	ありがとうございます。本日高橋委員より欠席の届けでがございました。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。 【日程第 1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、12 番大口委員、13 番日置委員を指名いたします。この指名は、第 14 回総会開会中といたします。 【日程第 2 会期の決定について】
議長	「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。 【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】
議長	「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案 1 ページをご覧ください。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 4 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。
番号 25 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 10 年間、こちらの理由につきましては、法人に農地を使用貸借し、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。
こちらにつきましても農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 102 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 7 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 8 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 103 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 18 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 7 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 104 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 7 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 105 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきまし

ては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年7月29日から2025年7月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございまして。

事務局

7ページをご覧ください。

番号106番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計2筆、面積が■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年7月29日から2025年7月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございまして。

事務局

8ページをご覧ください。

番号107番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが9ヶ所■■■■㎡、畑が2ヶ所■■■■㎡の計9筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年7月29日から2025年7月28日までの3年間、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございまして。

事務局

9ページをご覧ください。

番号108番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計3筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年7月29日から2025年7月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございまして。

事務局

10ページをご覧ください。

番号109番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計4筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、

事務局 こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年7月29日から2025年7月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局 以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

 (質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

 【日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について】

議長 「日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案3ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について。
農地法第5条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和4年7月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の11ページをご覧ください。
こちらにつきましては、第13回総会で審議いただき、北海道農業会議へ意見聴取したものでございます。

事務局 番号4番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■■■、■■■■さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■、地目は畑、面積が■■■■㎡、転用の目的につきましては、後継者の新築住宅建設のため、転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、15ページ、16ページの図1、図2のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましては、令和4年7月25日の北海道農業会議第4回常設審議委員会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

17ページをご覧ください。

こちらにつきましても、第13回総会で審議いただいた、砂利採取のための一時転用でございます。

事務局

番号5番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、[]、地目は畑、面積が[]は[]㎡の内[]㎡、[]は[]㎡の内[]㎡、[]は[]㎡の内[]㎡、面積が合わせて[]㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が[]㎡、保安区域が[]㎡、採取数量が[]㎡、転用期間は令和4年9月1日から令和5年6月30日、位置図・配置図につきましては、22ページ、23ページの図3、図4のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても、令和4年7月25日の北海道農業会議第4回常設審議委員会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 土地現況証明願について】

議長

「日程第6 議案第4号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 4 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 23 ページをご覧ください。

番号 9 番。所在につきましては[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は田んぼ、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2022 年 7 月 5 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、24 ページ、25 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。

事務局

番号 10 番。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2022 年 7 月 19 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、26 ページ、27 ページの図 7、図 8 のとおりでございます。

事務局

番号 11 番。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は田んぼ、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2022 年 7 月 19 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、28 ページ、29 ページの図 9、図 10 のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第14回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 8 月 29 日

会議録署名委員

12番 大口 寧

13番 日置和彦

議長 原 田 喜 博